

読売新聞 24.2.7

復興特区1号は宮城と岩手、9日に認定

平野復興相は7日午前の閣議後の記者会見で、東日本大震災被災地に規制や税制などの特例を設ける復興特別区域（復興特区）の第1号として、宮城県が申請した「民間投資促進特区」と、岩手県が申請した「保健・医療・福祉特区」を9日に認定すると発表した。

即日適用する。

民間投資促進特区は、被災地に進出する企業の法人税を5年間免除する内容。宮城県が県内34市町村と共同で申請していた。

保健・医療・福祉特区は、医師や看護師の配置基準緩和などが柱で、岩手県と県内の全33市町村が申請した。

復興特区は、企業進出に税制上の特例措置を設ける「あおり^{なりわい}生業づくり復興特区」（青森県）、税制優遇措置を認める「産業再生特区」（岩手県）も申請中で、政府が検討を進めている。